



つばさ薬局 多賀城店	☎022(366)8001	吉川 店	☎0229(22)7010
長町 店	☎022(308)5711	泉 店	☎022(772)1571
船岡 店	☎0224(58)1065	若林 店	☎022(289)8777
中新田 店	☎0229(64)1888	松陽台 店	☎022(361)9444
松島 店	☎022(353)2990	とことろ 店	☎0229(31)2550
玉川 店	☎022(365)2838		

## 薬剤師の業務 ①

今月と来月は、薬剤師の仕事を紹介します。今回は薬局の中での薬剤師の業務についてお話ししていきます。

皆さんの中には、薬剤師は「調剤室で忙しく調剤し、薬を説明してくれる人」という印象をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実際には、ただ薬をそろえて渡すだけではなく、皆さんがお薬を正しく、安全に使用できるように様々な過程やチェックを経て準備してから服薬説明をさせていただいています。

薬局の業務は図のような流れになります。

処方せん受付

処方監査・薬歴チェック

調剤

調剤監査

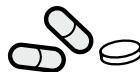
服薬説明

処方内容と個人の情報を照らし合わせて問題がないかを確認します

処方せんの指示に従い、お薬を取りそろえたり調合します

お薬が正しく調剤されているか確認します

お薬を正しく安全に使用していただくための説明を行います



それぞれの過程を詳しく説明します。

## ◆調剤のあれこれ

お薬は医師が交付する処方せんの指示通りに薬を調合するのですが、あらかじめパック詰めされた錠剤や散薬を取りそろえるだけではありません。錠剤や散薬を一回服用分ごとにワンパックにする（一包化調剤）こともありますし、固形物が飲み込めない方には、錠剤を粉砕して粉状にしたり、カプセルを外して内容物を取り出したりして調剤する場合があります。

また、お子さんの散薬は体重によって服用量が異なりますので、著しく服用量が違わないか計算しながらその都度必要量を秤り取って一回服用分ごとにパック（分包）しています。さらに、複数の散薬、水薬や軟膏が処方された場合では、患者さんがお薬を使いやすいよう混合して調剤する場合があります。

★このようなことから、お薬の調剤方法によっては手間と時間を要し、お待たせする時間が長くなる場合もありますがご了承ください。



## ◆薬歴管理

病院では個々の患者さんの診療記録をカルテという形で保管しています。それと同様に、お薬に関する記録を薬歴と呼び、薬局では患者さんごとに薬歴簿を作成し、その記録に基づいて調剤や服薬説明を行っています。

個々の薬歴には次のような情報が保管されています。

- 副作用・アレルギーの記録
- 他の病院の薬や市販薬、健康食品等の服用状況
- 治療中の病気
- 処方・調剤の内容と服薬説明の記録 など

これらの情報は、何のために必要なのでしょうか。例えば…

- 過去に副作用を起こした薬が処方されていないか、確認するため

- 他の病院ですでもらって使っている薬と同じ作用の薬や、飲み合わせの悪い薬が処方されていないか、確認するため
- **中には治療中の他の病気を悪化させてしまう可能性がある薬もあるので、そのような薬が処方されていないか、確認するため**
- 過去にお渡ししたお薬を正しく服用できているか、副作用症状が出ていないか、あるいは薬剤師のアドバイスが自宅での服薬管理に活かされていたかを次回の服薬説明時に確認し、必要な対応やアドバイスを行うため

といったことがあります。つまり、薬歴の情報があることによって、副作用を回避し、お薬の効果を十分引き出せるように服薬説明できますし、それを継続することで、みなさんが適切にお薬を使用できるよう手助けすることができるのです。

★薬局の利用が初回や久しぶりの方には「質問票」をご記入いただきますが、お薬を適正にお使いいただくために重要な情報を確認するためのものであり、薬歴を作成する上でもとても大切なアンケートです。これらの意義をご理解していただきご記入にご協力ください。

★また、お薬手帳の情報も大変重要です。**手帳は1冊にまとめて管理し**、病院や薬局では必ず提示して、皆さんのお薬に関する情報を確認してもらうようにしましょう。



## ◆処方監査・調剤監査

服用量は適切か、乳幼児の服用量は体重に見合っているか、飲む回数や時間は適切か、といった処方せんで指示された内容やお薬の使い方を確認します。また、薬歴を参照しながら、前述したような問題がないか確認します。

このような処方監査で問題がなければ、調剤をして、最終的に処方せんの記載通りに正しく薬が取りそろえられているか、調剤方法は適切か、変質や異物の混入がないか、などの確認をします。

## ◆疑義照会

薬剤師法には「薬剤師は処方せんの疑義を確かめた後でなければ調剤してはならない」という規定があります。処方せんや薬歴のチェックをした結果、処方の内容に疑問点がある場合や、患者さんとのお話の中で医師の説明と処方内容に相違点が生じた場合には、薬剤師から医師へ問い合わせをします。例えば、副作用を起こしたことがある薬や服用中の薬と飲み合わせが悪い薬、治療中の病気を悪化させる薬が処方されている、薬の量が多すぎる、などの問題は、処方せんを交付した医師に問い合わせ、薬そのものや服用量が変更になることもあります。

このように疑問点を医師に問い合わせることを「疑義照会」と言い、薬剤師の重要な責務の一つと言えます。

また、急を要さないものの、医師に確認や報告をすべき点がある場合には、患者様の同意を得たうえで、情報提供書という形で、薬剤師から医師へ文書を提出する場合があります。



薬剤師の業務を簡単にお話しましたが、薬剤師はお薬を調剤するにあたって患者様一人ひとりの情報に着目して処方内容をチェックしたのち、適切な方法で調剤を行い、皆さんの薬物治療がより効果的に、安全に実施されるようお手伝いをしています。

### 4月の栄養相談予定 (各店10:00~12:00開催です)

- ・ 1日 (火) 玉川
- ・ 3日 (木) 松島
- ・ 8日 (火) 若林
- ・ 11日 (金) 松陽台
- ・ 14日 (月) ごとた
- ・ 16日 (水) 多賀城
- ・ 17日 (木) 中新田
- ・ 22日 (火) 船岡
- ・ 25日 (金) 泉
- ・ 28日 (月) 古川
- ・ 30日 (水) 長町